

4

福利厚生制度等の適用関係

		交流採用（民間企業等→国） 民間企業等の従業員が府省等の職員として職務に従事		交流派遣（国→民間企業等） 府省等の職員が民間企業等の従業員として業務に従事
		雇用継続型（※1）	退職型（※1）	
年	金	国家公務員共済組合 （受給資格期間は厚生年金被保険者期間に合算） （受給資格期間を満たした場合、国家公務員としての期間については国家公務員共済組合から支給）		国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 （事業主負担分は派遣先企業が負担）
医	療 保 険	国家公務員共済組合		派遣先企業等に適用される健康保険制度
災	害 補 償	国家公務員災害補償法		労働者災害補償保険法
退	職 金 ・ 退 職 手 当	退職時、国家公務員退職手当を支給		支給・不支給の制限なし （支給の場合、国家公務員退職手当を調整）
雇	用 保 険	被保険者資格継続 （交流採用期間を所定給付日数 算定基礎期間から除外）	適用なし	適用なし
児	童 手 当	採用先の府省等から支給		市町村長（特別区の区長を含む） から支給
勤	労 者 財 形	利用している商品を採用先の府省等で 取り扱っている場合に限り継続可能		利用している商品を派遣先企業 等で取り扱っている場合に限り 継続可能
福	利 厚 生 一 般	採用先の府省等（共済組合）の提供する サービスを利用		派遣先企業等の提供する サービスを利用
民間企業内福利厚生制度（※2）	社 宅 ・ 借 上 社 宅	交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期満了後も 引き続き利用する場合、 利用可能	交流採用前から貸与を受け、 規程上退職後も引き続き 貸与を認めている場合に限り 利用可能	利用可能
	企 業 内 預 金	継続可能 （積み増し不可）	継続不可	利用可能
	企 業 内 貸 付	継続可能 （交流採用の任期満了後も 引き続き返済する場合、 新たな貸付可能）	継続可能 （新たな貸付不可）	利用可能
	そ の 他 （カフェテリア プラン等）	交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期満了後も 引き続き利用する場合、 一定のサービスを利用可能	利用不可	利用可能

（※1） 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」と「退職型」のいずれかを選択することができます。

（※2） 民間企業内福利厚生制度については、一般的な適用関係を掲載しています。具体的な内容については、人事院が「人事交流の実施に関する計画」を認定した後、府省等と民間企業等との間で取り決められます。

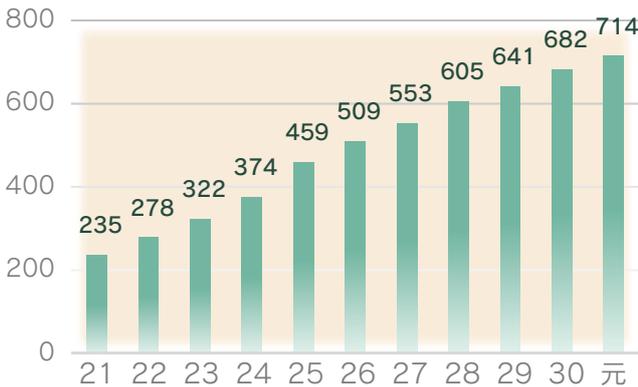
5 官民人事交流の実施状況

交流採用（民間企業等→国）、交流派遣（国→民間企業等）の人数

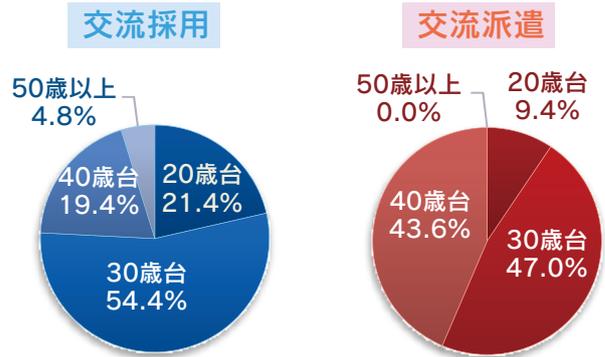
(※) 交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。



官民人事交流を実施した民間企業等の総数



年齢別状況（平 29～令和元）

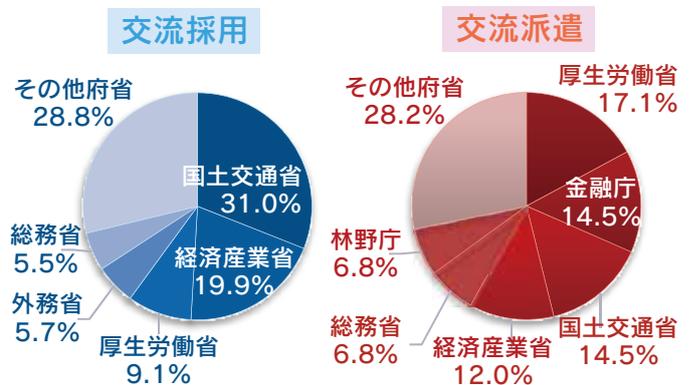


業種別の交流状況（令和元年）

業種	交流採用	交流派遣	計
金融業、保険業	73	11	84
製造業	48	6	54
サービス業	37	8	45
運輸業、郵便業	28	4	32
電気・ガス・熱供給・水道業	20	1	21
情報通信業	10	4	14
不動産業、物品賃貸業	10	1	11
卸売業、小売業	6	2	8
建設業	7	-	7
農業、林業、漁業	2	2	4
医療、福祉	4	-	4
教育、学習支援業	-	1	1
宿泊業、飲食サービス業	1	-	1
計	246	40	286

(注)「業種」欄の分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)により、サービス業は、「学術研究, 専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」となっています。

府省別の交流状況(平 29～令和元)



本府省・地方別の交流状況

平成29年から令和元年までの3年間でみると官民人事交流全体の1～2割が民間企業等と国の出先機関との間の人事交流(交流採用、交流派遣)となっています。